

大正区マスコットキャラクター使用承認通知書

(あて先)

様

大 正 区 長



平成 年 月 日付けで申請のありました大正区マスコットキャラクターの使用について、次の条件を付して承認します。

使用目的
(事業)

使用形態

使用期間

[注意事項]

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 区長が特に認めた場合を除き、区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) 大正区のマスコットであることを明記すること。
- (5) マスコットの使用にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(様式第3号)

平成 年 月 日

大正区マスコットキャラクター使用承認不可通知書

(あて先)

様

大 正 区 長

ⓐ

平成 年 月 日付けで申請のありました大正区マスコットキャラクターの使用について、次の理由により使用を承認できないことを報告します。

理由

大正区マスコットキャラクター使用取扱要綱 第 条 第 項 第 号に該当するため